

シンガポール法人の清算に係る実務上のポイント

日本貿易振興機構(ジェトロ) シンガポール事務所

進出企業支援・知的財産財産部 進出企業支援課

目次

1. シンガポール法人の清算手続の種類.....	1
2. 株主による自発的清算手続(Members' Voluntary Winding Up)のポイント.....	1
(1) 必要条件.....	1
(2) 清算準備.....	1
(3) 清算手続の流れ.....	2
3. Striking Off のポイント.....	3
(1) 必要条件.....	3
(2) 会社閉鎖準備.....	3
(3) 会社閉鎖手続の流れ.....	3
4. 総括.....	4

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）シンガポール事務所がSCS Global Consulting(S)Pte Ltdに作成を委託したものであり、その後の法律改正等によって記載内容が変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部
進出企業支援課
E-mail:OBA@jetro.go.jp

ジェトロ・シンガポール事務所
E-mail:SPR@jetro.go.jp

1. シンガポール法人の清算手続の種類

清算手続には大きく分けて、裁判所の決定に基づくもの(Winding Up by Court)と株主または債権者により自発的に解散する任意清算(Voluntary Winding Up)があります。

また、会社が設立以来営業を開始していない場合や、休眠状態にある場合で、資産・負債が無いときには、登記抹消(Striking Off) という簡易手続での会社閉鎖も可能となります。

本稿では、会社が支払不能の状態にない限り一般的に選択され得ると思われる、株主総会決議に基づく自発的清算手続(Members' Voluntary Winding Up)および登記抹消 (Striking Off) の実務上のポイントを解説します。

2. 株主による自発的清算手続(Members' Voluntary Winding Up)のポイント

(1) 必要条件

自発的清算手続を行う為には、会社が債務超過でなく、かつ支払能力を有している事が条件となります。

親会社や関係会社に対する負債により債務超過になっている場合は、親会社や関係会社が債権放棄を行ったり、負債を資本金に振替える Debt Equity Swap 等を行う事により債務超過を解消した上、自発的清算手続を進める必要があります。

また、第三者に対する負債により債務超過になっている場合は、当該債務を親会社や関係会社が代わりに返済した上、かつ親会社や関係会社から清算会社への債権を放棄する等の手続きを行い、債務超過を解消する必要があります。

(2) 清算準備

清算手続を出来るだけ短くする為には、清算手続の開始前までに以下の点について、出来得る限り整理を行っておく事が望ましいと考えられます。

(A) 従業員の整理

通常、従業員の解雇においては、雇用契約上、特別な事由なく出来ることとなっているため、雇用契約に記載がある場合や組合との契約がある場合を除いて、解雇補償金の支払いは不要です。然しながら、会社清算のように、会社の事由で解雇が発生する場合には、慣習上、解雇補償金の支払いが必要とされます。一般的に、解雇補償金は勤続年数に基づいて計算されます。

また、従業員の退職日までの所得証明書 (IR8A) の作成、及び海外駐在員のタックス・クリアランスは会社が責任を持って行うべきものとなる為、この点も留意が必要です。

(B) 債権の整理

清算手続の開始前までに、可能な限りの債権回収を行っておくのが望ましいです。

債権の回収が難しい場合、債権の譲渡を検討する事になりますが、シンガポール法においては契約当事者間において特に債権譲渡が禁止されていなければ、自由に債権譲渡を行う事ができます。

また、債権の譲渡を行った場合には、債務者に対して、債権を譲渡した旨の通知を行う事が必要となります。ただし、国外の者に対する債権の場合は、相手国の法律にも留意する必要があります。

(C) 債務の整理

清算手続の開始前までに、可能な限りの債務の支払いを行っておくのが望ましいです。
債務の返済が難しい場合、親会社や関係会社から返済資金を会社に補填した上、債務の返済を行うなどの手続きを検討する必要があります。

(D) 資金の整理

清算手続開始後は資金の移動が煩雑となる為、多額の資金を残さぬよう清算手続開始後に必要と思われる最小限の金額を見積もった上、残余資金は親会社に配当金や減資、仮払金等の形で返還をしておくことが望ましいです。

また、複数の銀行口座を保有されている場合、不要な口座の閉鎖を行い出来る限り銀行口座を一本化される事が望ましいです。

(E) 契約の整理

清算手続の完了には、最終的にすべての契約が解約されている必要があります。
賃貸借契約や土地のリース契約など、長期にわたる契約期間が定められている契約については、契約内容に沿った契約関係の承継や解約手続を進める必要があります。契約期間満了前の解約により、違約金が発生することがありますが、契約の承継者を見つけることにより、違約金を最小化できる可能性があります。

(F) 資産の処分

清算手続の完了には、最終的にすべての資産が処分されている必要があります。
会社財産は最終的に清算人により換価処分されますが、出来る限り清算開始前に処分をしておくことにより、清算手続をスムーズに進められます。

(3) 清算手続の流れ

株主総会決議に基づく自発的清算手続の流れは以下の通りとなります。

- ① 取締役会により、自発的清算を決議する為の臨時株主総会(EGM)の招集を行う旨を決定
- ② 取締役会により、支払能力宣誓書 (Solvency Statement^{*1})を作成の上、ACRA に登記
- ③ EGM の招集通知の発送 ^{*2}
- ④ EGM により、自発的清算の決議 (決議日が法的な清算開始日となる)、および清算人の選定を行う
- ⑤ EGM の決議後 7 日以内に決議結果を ACRA に登記
- ⑥ EGM の決議後 10 日以内に日刊紙にて公告
- ⑦ EGM の決議後 14 日以内に清算人選任を ACRA に登記
- ⑧ 銀行口座の名義人を清算人へ変更
- ⑨ 清算開始日までの会社財務諸表に基づく、タックス・クリアランス手続の実施
- ⑩ 清算人による会社財産の換価処分、および清算人による最終清算配当の確定^{*3}
- ⑪ 最終株主総会(FGM) の招集通知を日刊紙にて公告
- ⑫ 最終清算配当の実施後、銀行口座を閉鎖
- ⑬ FGM にて換価手続および清算配当手続の報告
- ⑭ 清算人による清算手続の結果の ACRA への届出
- ⑮ ACRA への届出から 3 ヶ月経過後、法人の登記が抹消される

^{*1} Solvency Statement では、取締役の意見として会社が 12 ヶ月以内に債務の完済が出来る事を宣言す

る事となります。また、Solvency Statementには清算会社の資産明細、換価可能と考えられる資産額、負債明細、および清算に要する見積費用を記載した Statement of Affairs を添付する必要があります。

*2 EGMは、支払能力宣誓書の作成日より5週間以内に開催される必要があります。

*3 清算開始日より6ヶ月以内に最終清算配当が確定しない場合、6ヶ月経過毎にACRAに定期報告を行う必要があります。

3. Striking Off のポイント

(1) 必要条件

自発的清算手続に比べ、より簡易的な会社閉鎖手続となる登記抹消(Striking Off)を実施する為には、下記の条件を満たしている必要があります。

- (A) 設立以来事業を開始していない事(Not commenced business from the date of incorporation)、もしくは事業を中止し休眠状態にある事 (Ceased Operation)
- (B) 資産・負債が存在しない事
- (C) IRAS に対する未払法人税が存在しない事
- (D) シンガポールの政府機関において手続中の案件が無い事
- (E) シンガポール国内外の訴訟案件に関与していない事

(2) 会社閉鎖準備

Striking Offの申請においては資産負債、また未払法人税が無い事が条件となります。資産負債が存在する場合は、まずは会社自身で資産負債がゼロとなるよう整理を行う事となります。資金的な事情により会社自身での整理が難しい場合、親会社による債権放棄や、親会社が第三者への債務を代わりに払った上、親会社から会社への債権を放棄する等の方法により資産負債をゼロとする必要があります。具体的には、会社閉鎖の準備として下記事項が完了した後、実際の申請を行う事となります。

- (A) 債権債務の整理を行い、債権債務をゼロとする
- (B) 銀行口座残高の処分、固定資産の処分等、資産の処分
- (C) 銀行口座の閉鎖手続
- (D) タックス・クリアランス手続
- (E) 上記の結果、資産負債がゼロとなった最終財務諸表の作成

また、Striking Offの申請後偶発債務等が発生し債権者より異議の申し立て(Objection against Striking Off) がなされた場合、2ヶ月以内に偶発債務等の解消がなされないと Striking Offの申請が失効となってしまふ為、事前に偶発債務等が発生し得ない旨を確認される事が望ましいです。

(3) 会社閉鎖手続の流れ

Striking Offによる会社閉鎖手続の流れは以下の通りとなります。

- ① 取締役会にて Striking Offの決議を行う
- ② 株主による会社閉鎖合意書の作成 (過半数以上の株主の合意が必要)
- ③ Striking Off申請書の作成 (取締役全員のサインが必要)

- ④ **Striking Off** 申請書を ACRA へ登記
- ⑤ 取締役全員に ACRA より通知書 が送付される
- ⑥ (E)の通知書の送付より 1 ヶ月間異議の申し立てが無かった場合、政府官報リストに会社名が掲載される (**First Gazette Information**)
- ⑦ 最初の官報リストへの掲載から 3 ヶ月間異議の申し立てが無かった場合、最終の政府官報リストに会社名が掲載される (**Final Gazette Information**)
- ⑧ 登記抹消手続の完了

4. 総括

実際の手続開始から清算・会社閉鎖完了までにかかる期間は、自発的清算手続による清算の場合で半年から1年、**Striking Off**による会社閉鎖の場合で半年程度となりますが、いずれの場合も準備の段階で債権債務の処分方法等をしっかりと検討された上、手続開始後は出来得る限りスムーズに手続を進められるよう、事前のプランニングをされる必要があります。

なお、本稿は一般的な内容を記載したものであり、実際の清算手続の実施にあたっては個別具体的な案件として専門家に相談すべきものであるという点にご留意下さい。

以上